感染症予防事業費等国庫負担補助金	28,642	—	—	—	—	26,588	2,054千円は返還予定
研究拠点形成費等補助金	2,866	—	—	—	—	2,866	
佐賀県地域医療連携システム強化事業費補助金	10,500	—	10,500	—	—	—	
佐賀県総合内科医育成事業費補助金	14,845	—	—	—	—	14,845	
佐賀県肝疾患センター運営事業費補助金	15,500	—	—	—	—	15,500	
佐賀県肝疾患センター遺伝子検査事業費補助金	11,000	—	—	—	—	11,000	
佐賀県新人看護職員研修事業費補助金	1,242	—	—	—	—	1,242	
佐賀県ＣＯＰＤ地域診療体制整備事業費補助金	6,657	—	—	—	—	6,657	
佐賀県排泄ケアネットワーク事業費補助金	4,640	—	1,499	—	—	3,140	
佐賀県認定看護師資格取得助成事業費補助金	1,181	—	—	—	—	1,181	
佐賀県女性医師等就労支援事業補助金	2,384	—	—	—	—	2,384	
佐賀県糖尿病コーディネート看護師育成・支援事業費補助金	4,620	—	—	—	—	4,620	
佐賀県造血幹細胞分離保存センター整備事業費補助金	11,770	—	10,636	—	—	1,134	
佐賀県ドクターヘリ運行事業費補助金	42,365	—	—	—	—	42,365	
佐賀県ドクターヘリ施設設備整備事業費補助金	36,151	—	19,164	—	—	16,986	
合　　計	816,085	—	267,067	—	—	544,679	

⑱　役員及び教職員の給与の明細　　（単位：千円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　　勤	(75,236) 75,236	6	(5,961) 5,961	1
	非常勤	(—) 3,019	2	(—) —	—
	計	(75,236) 78,255	8	(5,961) 5,961	1
教職員	常　　勤	(9,704,817) 9,740,292	1,473	(1,118,291) 1,118,291	94
	非常勤	(—) 4,111,266	1,674	(—) 601	9
	計	(9,704,817) 13,851,559	3,147	(1,118,291) 1,118,892	103
合　　計	常　　勤	(9,780,053) 9,815,528	1,479	(1,124,252) 1,124,253	95
	非常勤	(—) 4,114,285	1,676	(—) 601	9
	計	(9,780,053) 13,929,815	3,155	(1,124,252) 1,124,854	104

注）1　支給人員数は、年間平均支給人員数で記載しています。

2　役員報酬基準の概要　学長1,055千円、理事834千円～646千円、監事720千円を月額として支給しています。役員の給与は、国立大学法人佐賀大学役員報酬規程に基づき支給しています。非常勤役員の報酬は30千円を日額として支給しています。

3　職員給与基準の概要　職員の給与は、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則を準用し、国立大学法人佐賀大学職員給与規程に基づき支給しています。

4　非常勤職員賃金基準の概要　非常勤職員の給与は、国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程に基づき支給しています。

5　職員退職手当支給基準の概要　国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程及び国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則に基づき支給しています。

6　上記、報酬又は給与の支給額には、法定福利費、賞与引当金繰入額、使途特定寄附金等で支出した雑給は含んでいません。

7　人件費の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」によります。ここでいう常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。

8　上段（　）書きは承継職員等に係る支給額で内数です。